

(2) 団委員長及び隊長の表彰

①申請の条件(表彰対象者)

- ・対象者の表彰年度継続登録を、継続申請期間内に県連盟の承認を経て日本連盟に申請していること
- ・以下に示す基準を連続して2か年度達成した団委員長及び隊長を対象とします。
ただし、日本連盟功労章または県連盟特別有功章の受章者および当年度の申請予定者は除きます
- ・申請は、一人一役務につき一度とします。
役務や所属団が変わり新たに基準を達成した場合は、改めて申請することができます

団委員長

年度当初と前年度当初の加盟登録数と比較して、次のA Bのいずれかを達成した 団委員長

A. 団内すべての隊のスカウト数の合計が5人以上増加した団

B. 団内すべての隊がスカウト数において「目標数」(*注)を満たした団

注: 「目標数」とは、スカウト数が、ビーバー隊10人、カブ隊18人、ボーイ隊20人、ベンチャー隊10人、ローバー隊8人、計66人

ビーバー隊長

次の基準を達成した隊長

- ・団の上進式前後において、上進対象スカウトが4人以下は全員が上進、5人以上は80%が上進すること(小数点以下は四捨五入)

カブ隊長

次の基準を達成した隊長

- ・団の上進式前後において、上進対象スカウトが4人以下は全員が上進、5人以上は80%が上進すること(小数点以下は四捨五入)

ボーイ隊長

次のA Bのいずれかを達成した隊長

- A. 団の上進式前後において、上進対象スカウトが4人以下は全員が上進、5人以上は80%が上進すること(小数点以下は四捨五入)
- B. 在籍スカウトのうちから、2人以上菊スカウトに進級すること

ベンチャー隊長

次のA Bのいずれかを達成した隊長

- A. 団の上進式前後において、上進対象スカウトが3人以下は全員が上進、4人以上は70%が上進すること(小数点以下は四捨五入)
- B. 在籍スカウトのうちから、1人以上富士スカウトに進級すること

②評価期間

各団において定めた年度とする(2年度間)。

毎年4月1日から翌年3月31日まで または 毎年9月1日から翌年8月31日まで

③申請書類

【書式4】団委員長及び隊長表彰 申請書A・B : Excelデータ(メール)で提出